

陳情文書表

| | |
|-------|--|
| 受付番号 | 第8号 |
| 件名 | 三田市会議員政務活動費交付制度の廃止を求める陳情書 |
| 受付年月日 | 平成29年2月13日 |
| 陳情者 | 三田市 三田を愛する市民の会 会長 田守 栄子 |
| 要旨 | <p>平成13年4月1日から施行された三田市議会政務調査費は、政務活動費に改訂され、15年に亘り地方議會議員に公付されている。</p> <p>三田市は、平成13年3月30日に公布に関する条例を定め、市議會議員に月額60,000円（平成24年10月に月額が15,000円引き上げられる）を乗じた額を半期ごとに交付してきた。</p> <p>年額で議員一人あたり72万円交付されている。</p> <p>「三田を愛する市民の会」は、三田市議會議員定数24名を20名に減員する直接請求署名運動を展開した。多くの市民の支持を得て署名は成功し、市長も署名の重さを考慮して市議会に審議を委嘱した。長期に亘る市議会審議を経て、2名減の22名で終結した。</p> <p>続いて、市議會議員に公付されている政務活動費の収支報告書の閲覧活動を展開した。三田市条例には、この政務活動費の取り扱いを以下の様に定めている。</p> <p>「この政務活動費は、議員の多種多様な質の高い情報、しかも執行機関と異なる情報を収集し、執行機関を批判監視するとともに政策を提言するなど、地方議員の調査活動基盤の充実を図ることにより、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図る目的で制度化された。」としている。</p> <p>しかし、当会が展開した政務活動費の収支報告書の閲覧活動からは、条例に定められた制度化の趣旨は活かされず、年度末収支報告書の記載も乱雑で誤記も多く、市議會議員の資質が問われる提出書類であり、到底納得のできるものではありませんでした。当会は、閲覧の度、市議會議長・副議長に問題点を指摘し、その改善策も具体的に議論してきましたが、改革への痕跡も伺えません。</p> <p>当会は、閲覧の度に責任者である当時の議長・副議長に対し、閲覧で明らかになった問題点を指摘して改善・改革を申し入れ、話し合いを積み重ねてきましたが、問題解決の糸口も見出せていません。さらに、政務活動費の交付金額は、少額であっても税金です。交付を受けておられる議員の皆様から、積極的な政務活動資金の改革・改善について、具体的な発言も行動も起こらないことが残念でなりません。例えば、自らの年度会計収支報告をホームページで市民に報告することは、やる気があれば、一人一人の議員の力でできることだと思います。市議会や市役所は、そのための協力をなぜしないのでしょうか。</p> <p>したがって、議会改革や議員の自浄努力も進まない現状では、現行の費用交付制を廃止して解決する以外に道はないと考えます。</p> <p>最近、隣接する小野市においては、政務活動費の交付を廃止するという報道がありました。制度の廃止も問題解決のひとつです。</p> |

三田市は政務活動費を、（月6万円×12）で年額72万円交付しています。廃止によって、交付金22議員分1,594万円の予算が減額となります。何人の保育士を雇用できるのでしょうか。保育所の待機児童何人が保育所に行けるのでしょうか。三田市の予算問題として考えてみなければならない金額です。

議員は立法機関のメンバーとして、市議会に議員立法の条例を制定したり、市民の意見をまとめて、意見書を国や県に提出する権限が与えられています。だから、二元制の地方自治体となっているのです。しかし、三田の市議会で議員が条例を提案したことは皆無に近いのです。最近耳にしたことはありません。

極論すれば、いま三田市議会は三田市長のいいなりです。市長提案を牽制し反論して市民の利益を守る議会とすべきです。市民も議員も真剣に考えるべき問題であります。

三田を愛する市民の会は、何も考えず、解決のための手段である収支報告書のホームページ掲載もできない市議会議員の有り様を、三田市民の皆さんに率直に訴えて、来るべき3月・5月議会に活動を展開してまいります。

<陳情事項>

三田市議会議員の政務活動費交付を廃止すること。

付託委員会

議会運営委員会